平成２１年（フ）第４９６６号
大阪市天王寺区上本町５丁目７番24号　グレースＫ702号室、住民票上の住所大阪市天王寺区小橋町５番12号　ＡＭｉｙｕｄａ２Ｆ
破産者　三木　陽子
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０２４号
大阪市福島区吉野３丁目16番３号
破産者　遊田　進康
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０３３号
熊本県熊本市西梶尾町509―１　ウィルモア西梶尾Ａ棟２階202号室、住民票上の住所熊本県鹿本郡植木町大字豊岡1868番地
破産者　宮武　嘉晴
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０６２号
神戸市北区日の峰５丁目10番地の１―１―206号
破産者　岸　　博
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３１９号
大阪府東大阪市若江南町１丁目１番24号
破産者　佐藤　明美
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３２０号
大阪市都島区友渕町１丁目５番６―1315号
破産者　アサヒカメラこと　北尾鶴太郎
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３７２号
大阪府吹田市広芝町18番25号、前住所大阪府吹田市南吹田３丁目４番26―511号
破産者　志鷹　　努
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５４５号
大阪府東大阪市旭町20番７号
破産者　石橋　　久
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２０１９号
堺市南区茶山台２丁３番４―105号
破産者　ハウスプラン上吉野こと　木谷　　智
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５９２号
堺市東区日置荘北町１丁１番55号
破産者　平田久美子（旧姓窪田・鈴木）
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６３０号
大阪府羽曳野市高鷲９丁目４番１号、前住所神戸市中央区筒井町３丁目４番９号
破産者　志奈乃こと　久枝　延高
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６３１号
大阪府羽曳野市高鷲９丁目４番１号、前住所神戸市中央区筒井町３丁目４番９号
破産者　久枝　浩蔵
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５９８号
広島市佐伯区美の里２―１―10立野荘305、住民票上の住所京都市山科区栗栖野打越町７番地の12
破産者　宮本　恒介
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１８０号
広島市佐伯区皆賀３丁目16番５号
破産者　林　　信子
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１６５号
鹿児島県姶良郡姶良町脇元1700番地、申立時の住所鹿児島県姶良郡姶良町西餅田1219番地２
破産者　瀬尾　君子
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２１４５号
北海道北広島市西の里東２丁目13番地５
破産者　橋本　　均
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第８４５号
盛岡市加賀野四丁目７番８号　ＡＳレジデンス101号
破産者　髙橋　由美
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３３４号
盛岡市三本柳５地割27番地１、開始決定時の住所岩手県北上市柳原町一丁目１番34号　丸金アパート１号
破産者　刈屋　信弘
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５２１号
岩手県紫波郡紫波町桜町字下川原74番地７
破産者　阿部　チヨ
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部